

平成 27 年度 第 1 回 認知症対策検討会 会議録

日 時：平成 27 年 9 月 8 日（火）19 時 45 分～21 時
場 所：市役所 1 号館 3 階会議室

委員名簿（敬称略）			事務局出席者		
会 長	志津 雄一郎	医 師	福 祉 部	部 長	井坂 幸彦
副会長	榊原 隆次	医 師	健康こども部	部 長	山辺 隆行
委 員	黒木 宣夫	医 師	高齢者福祉課	課 長	上村 充美
〃	鹿野 純生	医 師	健康増進課	課 長	青木 和義
〃	大木 剛	医 師	高齢者福祉課	主 査	渡部 友昭
〃	松田 光弘	歯科医師	高齢者福祉課	主査補	緑川 由佳
〃	須藤 喜子	薬剤師	高齢者福祉課	主任主事	里吉 奏子
〃	内海 哲也	作業療法士			
〃	高橋 道彦	認知症看護認定看護師			
〃	原田 考治	施設介護サービス事業者			
〃	木曾 好信	地域密着型サービス事業者			
〃	畠山 朝子	地域包括支援センター管理者			
〃	鈴木 孝好	地域包括支援センター管理者			
〃	佐藤 智之	地域包括支援センター管理者			
〃	松尾 徳子	地域包括支援センター管理者			
〃	高梨子 淳一	地域包括支援センター管理者			
〃	湯川 芳朗	弁護士			
オブザーバー（敬称略）					
	遠山 正博	医 師 印旛市郡医師会 会長			
	涌井 芳樹	東邦大医療センター佐倉病院 医療連携・患者支援センター			

■委員欠席者：2名 榊原 隆次 委員、黒木 宣夫 委員

◆傍聴者：なし

発言者	議事概要
○高齢者福祉課長	<p>本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 認知症対策検討会にご出席いただき、ありがとうございます。本日、司会を務めます高齢者福祉課長の上村と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>本日の検討会は、市長挨拶のあと、委嘱状交付をし、会長・副会長の選任後に、議事に入ります。</p> <p>また、本日は、オブザーバーとして、印旛市郡医師会会長の遠山正博先生、東邦大学医療センター佐倉病院 医療連携・患者支援センターの涌井芳樹 様にご出席いただいておりますので、ご紹介します。</p>
○市長挨拶	<p>初めに、蕨 佐倉市長より、ごあいさつ申し上げます。</p> <p>～市長あいさつ～</p>
○高齢者福祉課長	<p>続いて、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 認知症対策検討会委員の委嘱状交付を行います。お名前を順番にお呼びするので、呼ばれた方はその場でご起立願います。</p>
【委嘱状交付】	<p>～委嘱状交付～</p>
○高齢者福祉課長	<p>なお、榊原委員及び黒木委員は、本日所用の為ご欠席されております。</p> <p>榊原委員及び黒木委員には、認知症疾患医療センターの医師としての立場から検討会委員をお務めいただくことになっております。</p> <p>ここで、市長は所用がございますので、退席させていただきますことをご了承ください。(市長退席)</p> <p>それでは、ただいまより、平成27年度第1回認知症対策検討会を開催いたします。</p> <p>本日、初めての顔合わせの方もいらっしゃいますので、委員メンバーの紹介並びに市職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>～委員及び市職員 各自自己紹介～</p>

○高齢者福祉課長	次に、検討会の会長、副会長の選出でございますが、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱の第9条第4項によりまして、第6条を準用するとの規定がございます。従いまして、会長及び副会長各1人を、委員の互選により定めさせていただきたいのですが、会長、副会長の選出について、ご意見がございましたらお願いいたします。
●A委員	事務局案は、何かあるのでしょうか？
○高齢者福祉課長	事務局案といたしましては、会長に医師の志津委員、副会長に榊原委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
～全委員拍手にて賛成～	
○高齢者福祉課長	ありがとうございます。それでは、会長に志津委員、副会長に榊原委員が選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、志津会長からご挨拶をお願いいたします。	
●志津会長	<p>ご指名にあずかりました志津でございます。日本は2025年に向けて高齢者の増加が予測されています。高齢者が増えれば認知症の方も増え、認知症の方が増えれば認知症に関する問題も増えてまいります。早期診断、早期発見をしていかなければ、認知症に関する問題で混乱したまちなってしまうことが懸念されます。クリニックを開業し、診療している中で、認知症の方は、緩やかに増加していくものと思っておりましたが、近年では、延び方が急激に増えている状況であり、特に症状が進行している認知症の方が多くいらっしゃる現状がございます。先程市長のご挨拶にもございましたが、この佐倉市で認知症の方に幸せに暮らしていただけるように、どのようにしていったらよいのかを、この会の中で検討していきたいと考えています。</p> <p>この検討会では、皆様からのご意見を多く頂きまして、市の認知症施策に反映していただければと思います。</p> <p>なお、この会議は、意思決定機関ではございませんが、専門的な立場からご意見を述べてもらう場でございます。</p>

●志津会長	委員の皆様におかれましては、是非、検討会での積極的なご意見をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
○高齢者福祉課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>副会長に選出されました、榊原委員につきましては、委員の皆様からご指名があれば、役職をお引き受けいたしますとのご連絡を承っております。</p>
○高齢者福祉課長	<p>それでは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定を準用しまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
●志津会長	<p>規定によりまして会長の私が会議の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、委員の出席状況ですが、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項の規定を準用いたしまして「検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。</p> <p>本日、委員17人中15人と過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>はじめに、会議次第の5にあります会議の公開の可否及び検討会の会議録の作成方法について決をとりたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。</p>
○高齢者福祉課(渡部)	<p>高齢者福祉課 生きがい支援班の班長をしております、渡部と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本検討会は、本日が1回目の会議ということで、会議録の作成方法等についてあらかじめ決めておく必要がございます。</p> <p>まず、本検討会は、佐倉市情報公開条例及び佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱の第8条の規定を準用いたしまして、原則会議を公開することになっております。</p> <p>ただし、特定の個人や法人の情報に関して公開しないことが適切であると認められる場合につきましては、公開しないことが可能となっております。</p>

○高齢者福祉課(渡部)

本日の会議の議事として、非公開にすべき内容は含まれておりませんので、事務局(案)といたしましては、本日の会議の全部を公開として取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。

ただし、公開することによって、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると判断される場合においては、検討会の決定によって、会議の全部もしくは一部を非公開にすることも可能となっております。

また、会議録ですが、皆さまの個人名を記載せずに、A委員、B委員、C委員・・・という形で記載させていただき、いただいたご意見についても一語一句全てを会議録に記載するのではなく、要約した形で記載し、必要に応じ市のホームページ等で公開していくように考えております。

また、会議録作成のため、録音を取らせていただきたいと思いますと考えております。会議の公開及び会議録の作成方法等に関する事務局案の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

●志津会長

ただいま事務局より本日の会議公開の可否については全部公開。また会議録の作成方法については、委員氏名を記載せず、要約した意見のみを掲載し、ホームページ等で公開するということが提案がありました。これに関しましてご意見等ございませんでしょうか。

無いようでしたら、ここで決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。

～ 全委員挙手 ～

●志津会長

ありがとうございます。全委員賛成となりました。

それでは、本日の会議は公開扱い、また、会議録は、委員氏名を記載せず、要約意見のみを掲載し、ホームページ等で公開するということになりましたので、事務局の方で対応よろしく願いいたします。

次は、次第の6、議事①認知症対策検討会の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○高齢者福祉課（渡部）

まず、はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。
資料1 『佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱』
資料2 『第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画』重点施策
資料3 『認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）』
資料4 『地域支援事業実施要綱（案）抜粋』
資料5 『認知症サポート医養成研修修了者名簿』
資料6 『千葉県認知症疾患医療センター』
資料7 『佐倉市初期集中支援チームの設置に向けて』
以上でございます。

それでは、はじめに、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱について説明させていただきます。資料1をご覧ください。

高齢者福祉・介護計画推進懇話会は、市の高齢者福祉・介護保険に関する計画や評価に関して意見を述べていただく場となっております。

今期策定いたしました、第6期高齢者福祉・介護計画においては、資料2にございますとおり「認知症施策の推進」を、市の重点施策の一つとして掲げております。

この重点施策の進行管理、点検評価が、認知症対策検討会の所掌事務となります。

要綱第9条をご覧ください。懇話会の中には、認知症対策検討会を含めて4つの検討会がございます。

認知症対策検討会は、専門的な立場からご意見を伺うために、懇話会の委員とは別をお願いしているものでございます。必要に応じて、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求めたり、資料の提出を求めることができるものとしております。

検討会の構成につきましては、第9条第4項にございますとおり、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することとなっております。任期につきましては、第5条にございますとおり3年となりますので、皆様の任期は、平成30年9月7日までの3年間となります。

任期途中で委員が欠けたときには、後任の方に対しまして、市長より委嘱をさせていただくこととなります。

懇話会要綱についての説明は以上です。

●志津会長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。</p>
●志津会長	<p>ご質問等は特に無いようですので、次に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、議事② 今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。</p>
○高齢者福祉課（緑川）	<p>今後のスケジュールについて、資料3～7により、ご説明させていただきます。</p> <p>今年1月に、厚生労働省が、認知症の早期支援と認知症にやさしいまちづくりに向けた計画を公表しました。お手元にございます資料3 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が、その計画の内容となっております。</p> <p>また、今年4月からは、資料4「地域支援事業実施要綱」（案）が市町村に送付され、この要綱に沿って、介護保険法上の新規事業を行うこととなりました。</p> <p>この新規事業の一つといたしまして、「認知症初期集中支援事業」がございまして、平成30年3月末までには、全ての市町村で行わなければならない事業とされました。</p> <p>認知症初期集中支援事業の概要でございますが、認知症の人や家族に対して、医療介護の専門職からなるチームが訪問を行うことで、早いうちから生活環境の調整や心理的なサポートを行うものとなっております。</p> <p>この支援チームが効果的な支援を行うためには、チーム員に助言を行っていただく「認知症サポート医」や「認知症疾患医療センター」との連携も必要となってまいります。</p> <p>認知症サポート医については資料5を、認知症疾患医療センターについては、資料6を参考資料として配付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>また、このチーム員とは別の組織として、事業実施に向けた検討や事業開始後の評価を行う会議の場が必要とされております。</p> <p>従いまして、この認知症対策検討会がその役割を兼ねるものとし、委員の皆様には、3年間の任期期間中に、支援チームの設置に向けた検討、モデル事業の評価、チーム員活動に関する助言等をおこなっていただくこととしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

<p>○高齢者福祉課（緑川）</p>	<p>最後に、資料7をご覧ください。こちらは、佐倉市の認知症初期集中支援チーム設置に向けての流れとなります。</p> <p>市といたしましては、今年度中に、3回程度の会議をもち、支援チームをどこにおくのか、どのような職種を配置すると効果的なのか等の検討を行いたいと考えております。</p> <p>また、平成28年度には、検討会議の回数を増やし、予定では5回ほど開催させていただきたいと考えておりますが、支援チーム設置に向けたモデル事業を行い、チーム員の支援状況や設置場所などに関する成果の確認や検証を行いたいと考えております。</p> <p>そして、平成29年度からはモデル事業の結果を踏まえ、支援チームの本格運用を進める予定で考えております。</p> <p>今後のスケジュールについては、以上です。</p>
<p>●志津会長</p>	<p>ただいま事務局から、認知症初期集中支援チームの設置に向けた説明がありました。「認知症対策検討会」の中で、これから検討していくということになります。</p> <p>委員の皆さんは、それぞれのお立場で、効果的な支援にむけて意見を述べていただくこととなります。</p> <p>今日の会議で、すぐに検討ということは難しいと思いますので、次回の会議から話し合いを進めるということでしょうか。</p> <p>委員の皆さんから、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>第1回目の会議でございますので、各委員からご意見等をいただきたいと思っております。</p>
<p>●オブザーバー</p>	<p>集中してこのようなチームができれば、事業が推進していくかと思っております。</p>
<p>●B委員</p>	<p>初期集中支援チームができて、かかりつけ医と認知症疾患センターとケアマネジャーの行き来がスムーズにできるようになればよいと思っております。</p>
<p>●C委員</p>	<p>細かい点は気になる所もありますが、形を作っていければと思っております。この事業の狙いとしては、地域にいる、認知症の方を早めに見つけ出すということだと思っております。</p>

● D 委員	<p>この事業は、対象者をどう発見するのか、発見した後どのように関わって行くのかがポイントになると思います。</p> <p>認知症の方は、ご本人には病識がなく、また、家庭環境も背景にあり、受診する頃には、認知症の症状が進行している方がたくさんいますので、早期発見・早期治療が大事であると考えています。介護・福祉の専門職の働きが大きくなると思うので、実際の動き方など、検討を進めていく必要があると思います。</p>
● 志津会長	<p>医療介護の提供はありますが、これまで連携は少なく、医師会と介護の連携が希薄です。数年前から講演会を通して、連携を図っていますので、今後さらに連携を図っていく必要があると思います。</p>
● E 委員	<p>皆さんが言うとおりの、受診時には重症化しているという部分が、初期集中支援チーム員の養成で、少しでも減り、早期の発見ができるようになれば良いと思います。</p> <p>ただ、早期に発見しても、その後のケアや治療などの対応で、細かい点について、問題が出てくると思います。</p> <p>また、この事業について、市民に対する周知方法を検討していかないと、身にならない部分もあると思います。</p>
● F 委員	<p>認知症の方を発見し、このような埋もれたケースにあたった場合は、どのように医療に繋げるかが課題でしたが、最初から医療従事者と連携タッグを組んで動けるのであれば、心強く思います。</p>
● G 委員	<p>地域包括支援センターでは、認知症に関する相談も多くあります。1人で相談を受けて行動することもあり、医療介護の専門職や専門医の先生の助言をいただけるのであれば、凄く心強いので、このようなチームが早く動いてくれればと思います。</p>
● H 委員	<p>皆様も言うとおりの、認知症の方が受診されるのは、かなり重症化してからの場合が多いと思います。また、地域包括支援センターへの相談も、困ってから相談されるというケースが多くありますので、いかに早期に発見できるかということが大事になります。</p>

● H 委員	<p>そのため、民生委員等の地域の方にもご協力をいただきまして、早期に発見するしくみを構築する必要があると思います。</p>
● I 委員	<p>さくらパスを使うことによって、専門の先生方との連携が少しずつ図れるようになり、さらに、この初期集中支援チームという枠組みができることで、もう一步踏み込んだ支援ができるようになりますので、良いことであると思います。ただし、評価等の事務作業が増えることが懸念されますので、そういった所は、簡略化されれば良いと思っています。</p>
● J 委員	<p>さくらパスの利用については、早期の受診をとということで活用していますが、スムーズな連携を図るために、さくらパスの電子化等も検討していただければ、よりスムーズに連携が図れるようになると思います。</p>
● A 委員	<p>専門医の先生と一緒に話ができ、一緒に動けるということですが、これをきっかけに、かかりつけの先生や地域の先生方にもご理解いただき、連携を図るための、きっかけ作りになればよいと思っています。</p>
● 志津会長	<p>では、議題 2 については、よろしいでしょうか。 その他として、ご発言あるいはご質問等がございましたら、お受けいたしますがいかがでございましょうか。</p> <p>それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、平成 27 年度第 1 回認知症対策検討会を終了いたします。</p>
○ 高齢者福祉課長	<p>志津会長、議事の進行ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては、遅くまでお付き合いいただきまして、ありがとうございました。</p>